

## 「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、からだ等の動きや顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聞こえない人たちにとっては、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。平成18年12月の国際連合総会で採択され、平成20年に発効された「障がい者の権利に関する条約」においては、「手話は言語」とあると明記された。

我が国においては、条約の批准のため平成23年8月に「障がい者基本法」が改正され、同法第3条で「全ての障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であること広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現する必要があると考える。

よって、国におかれでは、「手話言語法」を制定されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

岐阜県養老郡養老町議会議長 松永 民夫

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣